

○総務省告示第千二百二十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十一第一項第十二号及び別表第三号の32の規定に基づき、五MHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成一七年十二月一日から施行する。

なお、平成十四年総務省告示第五百三十九号（五MHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

一 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

1 二〇MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号イに規定する二〇MHzシステムをいう。以下同じ。）

(一) 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、八八〇MHz未満及び五、〇二〇MHzを超え五、二	二・五マイクロワット以下

七〇MHz以下	
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下
(二) 五、〇三〇MHzを超え五、〇九〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合	
周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、九九〇MHz以上五、〇〇〇MHz未満及び五、一二〇MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

2 一〇MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ロに規定する一〇MHzシステムをいう。以下同じ。）

(一) 四、九〇〇MHzを超え四、九五〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

(二)

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、八九五MHz未満及び四、九六五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下
五、〇三〇MHzを超え五、〇六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、九九〇MHz以上五、〇一五MHz未満及び五、〇七五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下

3 五MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ハに規定する五MHzシステムをいう以下同じ。）

五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下
----------------	------------

(一) 四、九〇〇MHzを超え四、九五〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、九〇二・五MHz未満及び四、九五七・五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

(二) 五、〇三〇MHzを超え五、〇六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、九九〇MHz以上五、〇二二・五MHz	二・五マイクロワット以下

五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下
以下	〇・二マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz	
え五、二七〇MHz以下	
MHz未満及び五、〇六七・五MHzを超	

二 信号伝送速度は、次のとおりであること。

1 二〇MHzシステム

(一) 四、九二〇MHz、四、九四〇MHz及び五、〇四〇MHzの周波数の電波を使用するものは、毎秒五メガビット以上であること。ただし、無線設備は、毎秒一〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

(二) 四、九六〇MHz、四、九八〇MHz、五、〇六〇MHz及び五、〇八〇MHzの周波数の電波を使用するものは、毎秒一〇メガビット以上であること。ただし、無線設備は、毎秒二〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

2 一〇MHzシステム

毎秒五メガビット以上であること。ただし、無線設備は、毎秒一〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

### 3 5MHzシステム

毎秒二・五メガビット以上であること。ただし、無線設備は、毎秒五メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

- 三 送信装置は、四、九二〇MHz、四、九四〇MHz、四、九六〇MHz、四、九八〇MHz、五、〇四〇MHz、五、〇六〇MHz及び五、〇八〇MHzの周波数の(±)一〇MHzの帯域幅における空中線電力の総和を二五〇ミリワット以下として送信を行うものであること。

- 四 キャリアセンスは、次のとおりであること。

- 1 無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。

$$E=100\sqrt{\frac{1}{G} \times \frac{0.16}{\left[Pt \times \frac{20}{n}\right]}} \quad (\text{mV/m})$$

Gは、空中線利得の真値、Ptは空中線電力(W)とする。

nは、20MHzシステムの場合はn=20と、10MHzシステムの場合はn=10と、5MHzシステムの場合はn=5とする。

- 2 無線設備は、キャリアセンスを行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線

設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備がキャリアセンス後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、この限りでない。